

## 第7回 DICJ ラウンドテーブルの様式について

広部 伸浩<sup>1</sup>

預金保険機構は、預金保険制度に関連する諸問題について、海外の主要な預金保険機関等から役職員を招聘し、参加者と討議・意見交換を行う「DICJ ラウンドテーブル」を2006年より、ほぼ毎年一回のペースで開催している。

DICJ ラウンドテーブルは、①将来の当機構業務の参考にするとともに、②アジア諸国（とりわけ制度導入直前・直後の国）に対する情報提供（知的協力）、さらには③預金保険関係機関相互の連携強化（国際交流）を図ることを目的としている。以下に、2013年3月に開催された第7回 DICJ ラウンドテーブルの様式を紹介する。

### 目次

1. 第7回 DICJ ラウンドテーブルの概要
2. 各セッションでのプレゼンテーションの概要<sup>2</sup>
  - (1) セッション1「破綻処理を巡る最近の動向」
  - (2) セッション2「破綻処理を巡る技術的な諸問題」
  - (3) セッション3「統合型保護制度」

---

<sup>1</sup> 預金保険機構総務部国際室長（E-mail：nobuhiro-hirobe@dic.go.jp）。本稿の執筆は筆者が個人の資格で行なったものであり、意見にわたる部分は筆者個人に属し、預金保険機構の公式見解を示すものではない。

<sup>2</sup> 講演資料は <http://www.dic.go.jp/katsudo/kokusai/roundtable/7th/2013.3.15.html> を参照。一部のプレゼンテーションについては、講演者の要望により掲載していない。

## 1. 第7回 DICJ ラウンドテーブルの概要

第7回目となる今回の DICJ ラウンドテーブルは、海外 19 の預金保険機関等から 38 名、諸外国の在京大使館・中央銀行関係者 6 名、国内関係機関等及び機構職員を含め延べ 65 名の合計 109 名の参加を得て 2013 年 3 月 6 日～7 日の 2 日間にわたり東京で開催された<sup>3</sup>。

今回のラウンドテーブルは、欧米や我が国において破綻処理に関する新しい動きが見られることや、アジア等で預金保険機関が預金取扱金融機関以外の破綻対応を行っている例があり、このような動きが広がりつつあることを受け、「破綻処理制度の新たな展開」をテーマに、①破綻処理を巡る最近の動向、②破綻処理を巡る技術的な諸問題、③統合型保護制度の 3 つのセッションを設け、報告・議論を行った。各セッションでは、海外参加者より、各国における取組の紹介やこれまでの経験に基づく意見が述べられ、活発な質疑応答が行われるなど盛況な会合となった。

セッション 1（破綻処理を巡る最近の動向）では、米国からドッド＝フランク法第 2 編による破綻処理の概要について、ハンガリーから破綻処理に関する EU 指令案について発表が行われ、預金保険機構からは、金融機関の秩序ある処理の枠組みに関する我が国の最近の動向について説明を行った。

セッション 2（破綻処理を巡る技術的な諸問題）では、米国から FDIC の破綻処理における適格金融契約（QFCs）の取り扱いについて、英国から英国の破綻処理制度と金融サービス補償スキーム（FSCS）の資金調達について、カナダからカナダ預金保険公社（CDIC）における複雑な金融機関の破綻処理を専担する部署の概要と取組みについて説明が行われた。

セッション 3（統合型保護制度）では、韓国から破綻処理の経験と預金保険基金の運営について、マレーシアからタカフル（イスラム金融保険商品）を含めた保険分野の保護制度の概要について、インドネシアから統合型保護制度に向けた動きについて報告が行われた。

また、1 日目午後には、基調講演として、吉野直行慶應義塾大学教授（当機構運営委員会委員）より、アジアの金融市場とセーフティネットに関する講演が行われた。

---

<sup>3</sup> 第 1 回～第 3 回ラウンドテーブル（2006 年～2008 年開催）の様子は、預金保険研究第 7 号及び預金保険研究第 9 号に掲載済。その後の第 4 回～第 6 回の開催実績等は以下の通りであり、各回の概要については、預金保険機構のホームページ（<http://www.dic.go.jp/katsudo/kokusai/roundtable/index.html>）を参照。

- ・ 第 4 回：2009 年 2 月 25 日～26 日（テーマ：金融危機への対応）
- ・ 第 5 回：2010 年 3 月 3 日～4 日（テーマ：金融危機からの出口に向けて）
- ・ 第 6 回：2012 年 3 月 7 日～8 日（テーマ：預金保険制度による効果的な破綻処理）

(参考)第7回 DICJ ラウンドテーブル・プログラム

2013年3月6日(水)
開会挨拶
セッション1 「破綻処理を巡る最近の動向」 ① Mr. John Oravec, 米・連邦預金保険公社 破綻処理戦略・実行主任 「ドッド=フランク法第2編による破綻処理:破綻処理戦略の概要」 ② Dr. András Fekete-Győr, ハンガリー国家預金保険基金最高経営責任者 「破綻処理に関するEU指令案」 ③ 小幡浩之 預金保険機構理事 「金融機関の秩序ある処理の枠組みに関する日本の最近の動向」
基調講演 吉野直行 慶應義塾大学教授 預金保険機構運営委員会委員 「アジアの金融市場とアジアにおける預金保険及び保険・証券に対するセーフティネット」
セッション2 「破綻処理を巡る技術的な諸問題」 ① Mr. John Oravec, 米・連邦預金保険公社 破綻処理戦略&実行主任 「FDICの破綻処理:適格金融契約(QFCs)」 ② Ms. Karen Gibbons, 英・金融サービス補償スキーム 政策・対外関係担当課長 「英金融サービス補償スキームと英国の破綻処理制度及び資金調達」 ③ Mr. Thomas Sauvé, カナダ預金保険公社 複合破綻処理課長 「カナダ預金保険公社における複雑な金融機関の破綻処理部門」

2013年3月7日(木)
セッション3 「統合型保護制度」 ① Mrs. Eun-Ji Gwon, 韓国預金保険公社 預金保険政策部研究員 「韓国における破綻処理の経験と預金保険基金の運営」 ② Mrs. Afiza Abdullah, マレーシア預金保険公社 政策・国際課次長 「マレーシア預金保険公社によるタカフル(イスラム金融保険商品)と保険分野の保護制度の概要」 ③ Mr. Salusra Satria, インドネシア預金保険公社 保険・リスクマネージメント課長 「統合型保護制度に向けた動き」

## 2. 各セッションでのプレゼンテーションの概要

### (1) セッション1「破綻処理を巡る最近の動向」

1. 米国連邦預金保険公社 (FDIC) : 「ドッド=フランク法第 2 編による破綻処理 : 破綻処理戦略の概要 (Dodd-Frank Act Title II: Resolution Strategy Overview)」

システム上重要な金融機関 (以下 SIFI) の破綻処理に関して、ドッド=フランク法第 1 編は健全性の監督及び破綻処理計画 (living will) について規定しており、第 2 編では秩序ある破綻処理権限 (OLA) について規定している。

OLA における 5 つの重要な要素は、①適用可能性と管財人の選任 (Applicability and Appointment) ②即時かつ断固たる行動を取る権限 (Authority for Immediate and Decisive Action)、③継続性—ブリッジ金融会社及び関連する権限 (Continuity- Bridge Financial Companies and Related Authorities)、④流動性へのアクセス (Access to Liquidity)、⑤納税者による救済の禁止 (Prohibition on Taxpayer Bailouts) である。

SIFI の破綻処理においては破産 (bankruptcy) が第一の選択肢であり、ドッド=フランク法第 2 編による破綻処理は、金融システムに重大なインパクトを与えずに破産による破綻処理ができない場合に限られる。また、ある SIFI の業務や構造が倒産法に基づく処理に適合しないと考える場合、その障害を取り除くために必要な手続きを取ることができる。

OLA の特徴・プロセスを示せば次の通り。①破産が破綻処理の第一の選択肢であり、②対象は総資産 500 億ドル以上の持株会社などに限定される。③総資産 500 億ドル以上の企業は破綻処理計画を提出する必要がある、④特定されたプロセスを経て破綻処理が開始され、⑤デリバティブ契約に関して 1 営業日の解約停止期間 (ステイ) がある。これはデリバティブ契約をレシーバーシップに維持しておくか、他に移転するか等を決めるために設けられている。⑥債権者に対する支払いに関するセーフガードが存在する。⑦秩序だった清算基金 (Orderly Liquidation Fund : OLF) を通じた流動性の供給が可能となっている。また、⑧納税者による救済ができないことが法律で明確に定められている。現在のところ、FDIC は破綻処理戦略として、グループの最上位に位置する持株会社 1 社のみを破綻処理するシングル・レシーバーシップ (Single Receivership) を基本的に想定している<sup>4</sup>。

破綻処理における主要な課題としては、SIFI では、①資金調達、業務、ビジネスライン、法的組織が十分に整理されていないこと (数千社に及ぶ関連会社等がある)、②高い水準での流動性が必要とされること、③SIFI が大量に保有するデリバティブ契約にクローズアウトやネットティング条項が含まれていること、④複数の法域で、複数の法令、免許等に基づいて業務を行っており管轄の問題があること、⑤グループ内取引などにより財務状況が複雑であること、⑥破綻処理によりフランチャイズ・バリューが急激に失われてしまうこと、

<sup>4</sup> シングル・レシーバーシップによる破綻処理の流れについては、本誌 39 ページ (参考 2 : シングル・レシーバーシップによる破綻処理) を参照。

⑦破綻処理における実務的な実行可能性の問題、がある。

## 2. ハンガリー預金保険基金:「破綻処理に関する EU 指令案 (European Commission Proposal for a Directive on Recovery and Resolution)」

銀行・投資会社の再建・破綻処理の枠組みに関する EU 指令案 (RRD) が 2012 年 6 月に提出されたが、これは 2009 年のピッツバーグでの G20 サミットや FSB の「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性 (Key Attributes of Effective Resolution Regimes for Financial Institutions)」を反映したものである。

EU における金融危機対応に係る議論は 2009 年に開始されたが、非常に野心的かつ包括的なものであった。欧州で普遍的な危機管理の枠組みを整備することは、変化し続ける金融市場の動向と当局が使う対応手段のギャップを埋めるうえで不可欠であり、今後の欧州の金融安定にとっても極めて重要である。また、銀行同盟の枠組みの基礎ともなるものである。

指令案の対象範囲には、金融機関、投資会社、金融機関の子会社、EU 域外に本店を持つ金融機関の支店等が含まれるが、EU 指令は一般的な枠組みを提供するものであり、詳細の多くは EBA (欧州銀行監督機構) により作成される。

指令案は、① 破綻の予防 (再建・破綻処理計画)、② 早期介入、③ 破綻処理の三本柱からなっている。再建計画は、金融機関が問題の悪化を防止するために策定するが、その際に公的資金による支援を想定することは認められていない。破綻処理計画は破綻処理当局 (中央銀行、金融監督当局、財務省、預金保険機関、新たに設立される特別な機関等) が策定するが、重要な経済機能を維持しながら納税者の負担を最小化することを目的とし、金融機関は作成プロセスに関与しない。破綻処理計画では、シスミックな危機が発生する場合を含め、様々なシナリオが検討される。また、破綻処理のツールとしては、①事業売却、②ブリッジ金融機関、③資産の分離、④ベイルイン等が含まれる。

早期介入が行われる場合には、監督当局は再建計画で定める行動計画を実施するための工程表の作成を命じたり、株主総会の招集、特別管理人の選任等を実施することができる。

破綻処理は、金融機関が支払い不能、あるいはそれに近い状況であり、公共の利益が脅威にさらされる可能性があると見なされることが条件となる。破綻処理では、株主と債権者の間の損失の負担 (配分) が極めて重要になる。損失を算定するための資産・負債の評価については、本来は独立した専門家が行うべきだが、私見では、破綻処理は殆どの場合緊急を要するため、破綻処理当局が自ら評価を行うことになろう。また、指令案ではクロスボーダーの破綻処理も扱われており、EU では重要な論点である。

破綻処理に関する資金調達については、破綻処理基金を事前に積み上げるべきというのが基本的な考え方。10 年後の目標水準は付保預金の 1% である。また、追加的に事後調達の要素を加えることや、金融機関のリスク・プロファイルに応じて拠出金を調整することも必要であろう。現在の提案では、国によっては預金保険基金と破綻処理基金の合計で

1%にすることも可能。また、欧州安定メカニズム (ESM) からの借り入れも考えられるが、ESM がどのように破綻処理に関わるかについては、さらに議論を重ねる必要がある。基金の用途としては、保証、貸付、資産購入、ブリッジ金融機関に対する金銭の支援等が挙げられる。

指令案は、(2013 年の中頃に採択できれば) 各国レベルでは遅くとも 2014 年末までに実施される見込みであるが、バイルイン条項については時間的余裕を確保し 2018 年に適用を開始する案になっている。

### 3. 預金保険機構 (日本) : 「金融機関の秩序ある処理の枠組みに関する日本の最近の動向 (Recent Developments in Japan on Orderly Resolution Regime for Financial Institutions)」

日本では 1990 年代後半から 2000 年代初めの金融危機の教訓を生かして、金融システムの安定性を維持しつつ、納税者が破綻処理費用を負担しない破綻処理制度を導入している。通常の破綻処理では、保険金支払方式と資金援助方式の 2 つの方式があるが、コストが小さくなることを見込まれ、破綻に伴う混乱を最小限にとどめる観点から、資金援助方式が優先され、破綻金融機関の金融機能の維持が図られている。破綻処理の費用は、破綻金融機関の株主、一般債権者、非付保預金者が負担すると共に、預金保険基金が負担し、納税者の負担はない。

さらに、金融システムの安定を維持する観点から、厳格な手続きによる危機対応措置も設けられている。この場合も、原則として金融業界がその費用を負担する。また、預金取扱金融機関以外の証券会社や保険会社の破綻についても、一定の保護スキームがある。

我が国では、FSB の「主要な特性 (Key Attributes)」等の国際的な議論も受けて、金融審議会の中にワーキング・グループが設立され、2013 年 1 月 28 日に報告書が発表された。その中では、銀行だけではなく、その他の金融機関や持株会社等も対象とする金融機関の秩序ある処理の枠組みを整備すること、認定の手續として金融危機対応会議の議を経て内閣総理大臣が必要性を認定すること、市場の著しい混乱の回避のために必要と認められる場合に預金保険機構が必要な関与を行うこと、費用負担については金融業界の事後負担を原則とすること等が挙げられている。

## (2) セッション 2 「破綻処理を巡る技術的な諸問題」

### 1. 米国 FDIC : 「FDIC の破綻処理 : 適格金融契約 (QFCs : Qualified Financial Contracts in SIFI Resolution)」

ドッド=フランク法の成立 (2010 年 7 月) 以降、FDIC が SIFI の破綻処理に責任を有することになり、SIFI のデリバティブ取引の報告も受けるようになった。ただ、大規模金融

機関に関して破綻前に FDIC が得られる情報量は現時点では限定的ということには留意すべきだろう。

リーマン・ブラザーズの破綻時には、(連邦破産法により破綻処理が行われ) デリバティブ契約に関するステイ (中途解約権の一時停止) が適用されなかったが、ドッド=フランク法ではステイの対象となる。対象となる適格金融契約 (QFCs) は、1) 商品売買契約 (Commodities Contracts)、2) 先渡契約 (Forward Contracts)、3) スワップ契約 (Swaps Agreements)、4) レポ契約 (Repurchase Agreements)、5) 証券売買契約 (Securities contracts) である。QFCs のステイでは、FDIC が管財人に任命された翌営業日の 17 時まで、取引相手は、管財人に指名された事実のみによって契約の解約や取消又は相殺手続の行使ができないと定められている。金曜日取引の終了後に破綻を公表すれば、次の営業日は月曜日になるため 72 時間の猶予が得られる。

QFCs の処理は、1) 他の金融機関に移転する、2) 取引を解除し、時価評価での支払いを行う、3) 管財人が引き続き保有する、の 3 種類から選択する。処理方法は契約ごとに選ぶことはできず、取引相手ごとに決定しなければならない。

一方で、取引相手の保護も重要であり、FDIC には取引継続の責務が発生する。このため、破綻処理中にマージンコール (追加証拠金の差入) の対応も行う他、親会社が提供していた保証については、ブリッジ金融機関が引き続き保証を行う。また、中央清算機関 (CCP) やデリバティブ決済機関 (DCO) を通じて決済する場合もあり、これらの機関との取引継続ができることも重要になる。

FDIC 規則 371 条は、QFCs の記録を経営が悪化した金融機関に求めることを定めたものであるが、取引記録の内容は、ポジション水準と取引相手についての 2 つに分かれており、電子媒体等で主要な契約及び取引先の組織図・連絡先なども用意することになっている。同規則は、大規模に国際業務を行っている銀行を必ずしも前提としていない面もあるため、SIFI の報告要件の項目については今後も検討が必要だろう。また、SIFI の破綻処理においては事前の情報入手が不可欠で、詳細な担保情報やクロスボーダーでの法的合意なども重要になるだろう。

## 2. 英国 FSCS : 「英 FSCS と英国の破綻処理制度及び資金調達 (FSCS, UK Resolution regime and funding)」

FSCS は「2000 年金融サービス市場法 (「FSMA 2000」)」に基づき 2001 年 12 月に設立され、銀行・保険会社・投資会社のみならず、金融仲介業者や住宅貸付分野もカバーしている。

英国では「2009 年銀行法」により預金取扱金融機関に対する特別な破綻処理制度 (SRR) が導入され、破綻処理機関として中央銀行 (BOE) が指名された。その基本的な目的は、①英国の金融システム安定の維持及び強化、②英国の金融システムの安定に対する国民の信頼の維持及び強化、③預金者保護、④公的資金の保護等が挙げられる。預金者保護に際

しては、公的資金を用いないようにする必要がある。

SRR の目的は、銀行が経営困難に陥った場合もしくはその可能性が高い場合に対処することであり、SRR による安定化の選択肢 (stabilisation options) には、①民間の買い手への売却 (transfer to a private sector purchaser : 米国では P&A に相当)、②ブリッジバンクへの移転 (transfer to a bridge bank)、③一時的な公的所有 (transfer to temporary public ownership) が示されている。

リーマン・ブラザーズの破綻が直接的なきっかけとなり、2011 年には投資銀行と投資会社を対象とする「投資銀行に関する特別管理規則 (The Investment Bank Special Administration Regulations 2011)」が制定された。その主な目的は、顧客資産の早期返還や、これらの企業を救済するか清算するか決定等を行うことがあり、これまでに 3 社に適用された。

FSCS の資金調達に関しては、現在、事後調達方式であり、民間のシンジケート団から 10 億ポンドの借入が可能になっている。さらに、英国債務管理庁の一部である National Loans Fund (NLF) からの借入れも可能。2008 年に金融危機が発生した際には、FSCS がペイアウトと付保預金の移転の双方に関する資金調達の責任を担った。

英国の破綻処理制度は、今後も変更されるだろうが、多くのことが、まだ流動的である。一部は確実に実施されるとみられるが、EU の再建・破綻処理指令 (RRD) の結果も待たれる。資金調達に関しては、欧州全体では明らかに事前調達に向かっているため、金融業界は事後調達か事前調達かではなく、いつ、どの程度の金額が事前調達されることになるのかを注目している。

### (3) セッション 3 「統合型保護制度」

#### 1. 韓国 KDIC: 「韓国における破綻処理の経験と預金保険基金の運営 (Resolution Experiences and DIF Management in Korea)」

韓国預金保険公社 (KDIC) は 1996 年に設立され、1997 年 1 月より銀行預金者の保護を開始した。当時、銀行以外の金融機関はそれぞれの基金を保有していたが、1998 年 4 月に同法が改定され、金融監督の権限が FSC (金融監督委員会) に統合された。それ以降 KDIC は、銀行、生損保、投資会社、マーチャントバンク及び貯蓄銀行に対して預金保険等の保護スキームを提供しており、統合型保護機関として機能している。

韓国での金融部門のリストラは、1997 年からのアジア通貨危機に伴うマーチャントバンクの清算が第一段階となり、2000 年からの景気後退により第二段階のリストラが実施された。さらに、2008 年からの世界的な金融危機が国内の不動産市場に悪影響を及ぼし、不動産セクターに積極融資していた貯蓄銀行が打撃を受けた。この結果、2011 年と 2012 年に 24 の貯蓄銀行の破綻処理が行われ、その内訳は、P&A が 13 件、ブリッジバンクへの移転が 10 件、オープンバンク・アシスタンスが 1 件となっている。KDIC は 2005 年 2 月に破綻貯



蓄銀行の処理方法を選択する権限を与えられ、基本的にブリッジバンクの活用は最小限とし、P&Aによって市場に売却する方針としていた。しかし、P&Aでは預金者は自らの資金に長期間アクセスできず、他方で銀行の業務は中断されるため、預金者の不満が高まるとともに、銀行のフランチャイズ・バリューが急低下した。このため、KDICは2006年9月に、ブリッジバンク P&A（ブリッジバンクを用いた P&A）の手法が望ましいと決定し、それ以降、殆どの貯蓄銀行の破綻はこの手法で処理されている。

預金保険基金（DIF）の運営に関しては、アジア通貨危機に際して政府が金融部門のリストラを実施し、KDICが金融支援を行ったため、KDICの基金はマイナスとなった。上述のように業務は1998年にKDICに統合されたが、基金は引き続き業態別の勘定で管理されている。基金の財源は、保険料、金融機関からの拠出金、借入（勘定間の借入を含む）、債券発行ならびに過去の資本注入からの返済金である。

2010年末に貯蓄銀行勘定の累積赤字が2.1兆ウォンに達したことを受け、2011年3月に「貯蓄銀行リストラのための特別勘定（特別勘定）」が設立された。特別勘定の設立により、対象金融機関の保険料収入の45%が特別勘定に配分され、破綻処理コストの一部を賄っている。

特別勘定の設立については、原則に反するほか、他の勘定の不安定化や貯蓄銀行のモラルハザードにつながる恐れがあるなどの反対論がある。これに対しKDICは特別勘定を用いるメリットとして、①貯蓄銀行の破綻処理における納税者の負担を最小化できる、②債務超過の貯蓄銀行のリストラを円滑に行える、③システミック・リスクを回避できる等の点を指摘している。さらに、モラルハザードの発生による悪影響を阻止するために、KDICは貯蓄銀行の保険料を引き上げ、破綻の責任を調査したうえで懲罰を厳格化し、基金の管理について定期的に国会に報告することになっている。

KDICには、統合型保護機関としてのメリットがあると考えている。たとえば、様々な業態の金融機関の破綻処理に関する知識・経験を有しており、それらを破綻処理に適用できる、また、いかに有利かつタイムリーに市場で破綻金融機関を売却できるのかの経験を積んでいる、といった点である。

## 2. マレーシア MDIC: 「マレーシア預金保険公社によるタカフル（イスラム金融保険商品）と保険分野の保護制度の概要（Overview of MDIC Takaful and Insurance Benefits Protection System）」

マレーシア預金保険公社（MDIC）は2005年9月に金融システムの安定性の向上、預金者保護を目的として設立されたが、これまで銀行の破綻はない。一方、保険商品の保証スキームの基金は1996年からマレーシア中銀（BNM）が管理していたが、BNMはMDICに対し保険の補償スキームの設立を提案し、2010年12月末から、MDICはイスラム金融保険商品（タカフル: Takaful）を含め、TIPS（保険保護制度: Takaful and Insurance Benefits Protection System）も管理することになった。

預金保険制度（DIS）は 25 万リンギットを上限に預金を保護し、基金には伝統的（非イスラム）預金基金（Conventional Fund）とイスラム金融基金（Islamic Fund）の別々の基金がある。保険（生保・損保）の保護限度額は上限 50 万リンギットであり、殆どの契約者は満額が保護されることになる。マレーシアでは MDIC への加盟は生保・損保会社の義務だが、これから制度を導入する国では、加盟を任意とするか義務とするか、仲介業者（再保険業者）を保護の対象とするのか、保護の限度額をどうするのかなどを議論する必要がある。

保護スキームの資金調達は事前・事後徴収の組み合わせ。保険料を事前徴収して基金を積み立てている。必要であれば、政府に対して与信枠を要請できる。また市場調達も可能。MDIC には全部で 6 つの基金がある。預金保険制度（DIS）には Conventional と Islamic の 2 つの基金があり、保険（TIPS）は生保と損保で分かれ、さらにイスラム金融保険商品も含まれるので 4 つの基金がある。基金間の cross subsidiary（相互融通）はない。経費はそれぞれの基金に付加される。

複数の業態を 1 つの機関が監督することとなった背景として、金融システムが複雑になってきていることが挙げられる。マレーシアでは BNM が銀行セクターと保険セクターの両方を監督し、オペレーション上も効果が見られる。MDIC においても、預金と保険の保護スキームを運営することに問題はなく、効率的であると考えている。

以 上